

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第117期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 日本金属工業株式会社

【英訳名】 Nippon Metal Industry Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 義村 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号(東京倶楽部ビルディング)

【電話番号】 東京03(3500)5647

【事務連絡者氏名】 財務部長 郷 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号(東京倶楽部ビルディング)

【電話番号】 東京03(3500)5647

【事務連絡者氏名】 財務部長 郷 誠

【縦覧に供する場所】 日本金属工業株式会社大阪支店
(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号)

日本金属工業株式会社名古屋支店
(名古屋市東区東桜一丁目9番26号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第3四半期 連結累計期間	第117期 第3四半期 連結累計期間	第116期
会計期間			
売上高 (百万円)	68,637	62,908	93,203
経常利益又は経常損失() (百万円)	93	2,981	320
当期純利益又は四半期純損失() (百万円)	78	4,175	336
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	476	4,287	93
純資産額 (百万円)	20,865	17,810	22,098
総資産額 (百万円)	91,740	84,858	90,844
1株当たり当期純利益金額又は 四半期純損失金額() (円)	0.45	23.01	1.92
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			1.92
自己資本比率 (%)	22.7	21.0	24.3

回次	第116期 第3四半期 連結会計期間	第117期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (円)	4.14	14.76

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第116期第3四半期連結累計期間並びに第117期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 第116期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、「事業等のリスク」について新たに発生した事項または重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

契約会社	相手会社	地域	契約の内容	契約年月日	契約期限
当社	日新製鋼株式会社	日本	経営統合の検討開始に向けた基本合意	平成23年11月15日	
当社	スワン産業株式会社	日本	当社による吸収合併（1）	平成23年12月15日	

1 当社によるスワン産業株式会社の吸収合併

当社は、平成23年12月15日の取締役会において、当社100%出資の子会社であるスワン産業株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

本契約の概要は、次の通りとなります。

本合併の目的

当社グループにおける経営資源の効率化により事業の収益性向上を図るため、スワン産業株式会社を吸収合併することといたしました。

本合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併とし、スワン産業株式会社は解散により消滅いたします。なお、本合併による株式等の割当はありません。

本合併の期日(効力発生日)

平成24年3月31日

引継資産・負債の状況(平成23年3月31日現在)

当社は、以下の平成23年3月31日現在のスワン産業株式会社の貸借対照表そのほか同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継ぎいたします。

資産	金額(百万円)	負債	金額(百万円)
流動資産	268	流動負債	188
固定資産	14	固定負債	11
資産合計	282	負債合計	200

吸収合併存続会社となる会社(当社)の概要

資本金 13,408百万円

事業内容 ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業

所在地 東京都千代田区

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）におけるステンレスの国内需要は、ニッケル価格の下落に伴うステンレス市況の先安感による買い控えや、円高の定着による輸入材の増加、国内需要の減少もあり、低調に推移しました。輸出につきましても、歴史的な超円高の進行による国際競争力の低下や採算の悪化により厳しい受注環境が続きました。

このような状況下、当社グループは、内部努力の積み重ねにより、生き残りをかけた事業構造、収益構造及び財務体質の改革を実行しております。基盤強化策としては、全部門のコストカット、グループ人員のスリム化と重点部門への配置転換などを実行し、将来発展計画としては、戦略商品部門の強化、汎用品から低コスト・省資源型鋼種や高付加価値商品へのシフト及び海外生産の加速を進め、国内営業・海外営業の強化を図っております。しかしながら、国内・海外の厳しい受注環境から、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比8.3%減少の629億円となりました。営業損失は23億円（前年同期比33億円減益）、経常損失は29億円（前年同期比30億円減益）、特別損失として投資有価証券評価損9億円等を計上した結果、当第3四半期連結累計期間の四半期純損失は41億円（前年同期比40億円減益）となりました。

なお、計上しました投資有価証券評価損9億円につきましては、洗い替え処理にて当第4四半期期首において戻し入れ処理（益）を行います。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて「受取手形及び売掛金」が26億円減少、「商品及び製品」等の棚卸資産が14億円増加、設備投資を7億円実施し減価償却費を34億円計上したことにより「有形固定資産」が27億円減少、株価下落による投資有価証券評価損の計上等により「投資有価証券」が13億円減少した結果、前連結会計年度末に比べて59億円減少し848億円となりました。

負債は、「支払手形及び買掛金」が24億円減少、「短期借入金」が14億円増加、「1年内償還予定の社債」が47億円減少、「長期借入金」が37億円増加した結果、前連結会計年度末に比べて16億円減少し670億円となりました。

純資産は、「利益剰余金」の減少41億円等により、前連結会計年度末に比べて42億円減少し178億円となりました。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末比3.3ポイント低下し21.0%となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載を省略しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次の通りとなります。

当社は、平成23年11月15日に日新製鋼株式会社との間で、平成24年10月1日の経営統合に向けて検討を開始することで合意し、平成23年12月20日には、公正取引委員会から承認されました。当社は、本経営統合を通じて最大限のシナジー効果の実現とステンレス分野における確固たる地位の確立、グローバル・ステンレストップメーカーへの飛躍を目指し、鋭意検討を進めております。

また当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社の株式に対する大規模な買付行為等が行われた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為等であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値又は株主共同の利益に資さない大規模な買付行為等が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式に対してこのような大規模な買付行為等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2) 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1. 当社の企業価値の源泉

日本におけるステンレス鋼の歴史は1932年（昭和7年）に、当社が最初にステンレス鋼の国産化に成功したことから始まります。それ以来、当社は常に新しい技術、設備の合理化、ステンレス鋼の用途開発に努め、ステンレス鋼の専門メーカーとして広範な需要に応えてまいりました。

当社の企業価値の源泉は

ステンレス鋼専門メーカーとして、独自商品の開発力

先進的な生産設備の導入及び技術開発による高い生産性

ステンレス鋼の加工センター、販売先、及び原料調達先との信頼関係

等にあると考えています。

2. 「中期経営計画2012」等による企業価値向上への取組み

当社は、2010年度を初年度とする「中期経営計画2012」（2010年4月～2013年3月）を2010年4月に策定いたしました。

本中期経営計画の概要は、以下の通りです。本計画を推進することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

[外部環境の認識及び当社の強み]

当社を取り巻く外部環境を次のように認識しております。

中国・アジア新興国でのステンレスの需要拡大（IT、自動車分野が好調）及び、それに伴う国内のステンレス需要の拡大（輸出企業向け、ただし国内建設・設備投資需要は低位横ばい）
低賃金、スケールメリットを活かした海外ステンレスメーカー（中国を中心とした）の供給による汎用品のコスト競争の激化
資源供給者の寡占化、中国の内需拡大による資源不足の影響で原料価格が高騰（Ni、Cr、鉄）

当社の強みを次のように認識しております。

省Ni型Dシリーズ鋼（価格変動が小さい、高特性、高品質）

精密圧延品（多種多様な製品群、低コスト生産）

東南アジア地域の営業拠点の充実

（シンガポール：NIMS(S)、マレーシア：NIMS(M)、タイ：バンコク駐在員事務所の現地法人化）

[経営方針]

外部環境及び当社の強みの認識を踏まえ、次のような経営方針にて取り組んでまいります。

環境変化に対応し得る強固な経営基盤を確立し、信頼できる企業を目指す

当社の強みを活かした新たな挑戦により、企業価値の向上を図る

企業の社会的責任を果たしステークホルダーの満足度を高める

[経営基盤の強化]

経営を取り巻く環境の変化に対応し得る強固な経営基盤を築くために、以下の方策に取り組んでまいります。

組織力・販売力の強化・・・人材育成、経営の見える化、販売体制の見直し

コアシリーズ商品の拡販・・・高付加価値品の拡大

国際競争力を高めるための製造コスト削減・・・原料費、物流コスト等の削減

販売戦略に対応した設備投資・・・コアシリーズ商品の拡大に繋がる設備投資

国際会計基準への対応・・・退職給付制度の見直し

財務体質の強化・・・安定した収益の確保、キャッシュ・フロー管理等

[新規事業展開]

今後、需要拡大が期待される中国及びアジア新興国への拡販を進めるにあたり、既存拠点の拡充、新規拠点の整備、海外への設備投資又は海外メーカーとの提携を検討しております。なお、2011年1月、台湾に、ステンレス精密圧延品を主に扱う販売会社として、当社及び伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、現地メーカーによる合弁会社「結進日金工精密金属股? 有限公司」を設立し、同年9月、タイに、精密圧延品、プレスプレートや条鋼等のステンレス製品を主に扱う販売会社として、当社及び現地コイルセンター等による合弁会社「NTK-Jutha Wan Metal Co., Ltd.」を設立いたしました。

[ステークホルダーの満足度向上]

ステークホルダーの信頼及び満足を得るために以下のCSR活動に取り組んでまいります。

- コンプライアンス強化・・・社員に対するコンプライアンス教育の徹底等
- リスク管理・・・リスク管理委員会の活用による定期的なリスクの洗い出し
- ステークホルダーへの情報開示・・・相互コミュニケーション
- 環境保全・・・リサイクル促進、鉄鋼副産物の有効利用、CO₂排出量削減

以上の取り組みによって、当社は、ステンレス鋼を通して、快適で豊かな暮らしや社会づくりに貢献することを目標に、今後ますます多様化する要望に応えていくため、絶えず研究と技術の向上に努め、全てのステークホルダーから信頼される企業として、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

これらの取組みは、上記1)記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社取締役会は当社株式に対する大規模な買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資すると考え、大規模な買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定するとともに、上記1)に記載した基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた対応策の導入を平成19年5月22日開催の取締役会において決議し、同年の定時株主総会の承認をいただきました。

また、平成21年6月25日開催の当社第114回定時株主総会及び平成23年6月23日開催の当社第116回定時株主総会において、実質的に同一の内容による対応策(以下、「本対応策」といいます。)の継続を承認いただきました。

本対応策の対象となる当社株式等の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為若しくはその提案行為又はこれらに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約とともに意向表明書を当社指定の書式に従い日本語にてご提出いただきます。当社取締役会は、意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動は、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとることがあります。

本対応策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否か等に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。

また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向等を踏まえ、今後、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4) 上記の取組みが、基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

上記2) 2. 記載の、企業価値向上への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として、上記1) 記載の基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

上記3) 記載の、本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものであり、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、株主の皆様のご意向を反映するため、本対応策の継続については、定時株主総会の承認を経ることとしております。さらに、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、本対応策の継続及び廃止は、株主の皆様のご意向に沿うものとなっております。この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外者の委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

この買収防衛策の詳細につきましては、平成23年4月28日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nikkinko.co.jp/>)に掲載しております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は336百万円です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	185,605,475	185,605,475	東京証券取引所 市場第一部	1単元の株式数は1,000株 であります。
計	185,605,475	185,605,475		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		185,605		13,408		7,682

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できませんので、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,114,000 (相互保有株式) 普通株式 14,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 181,104,000	181,104	
単元未満株式	普通株式 373,475		
発行済株式総数	185,605,475		
総株主の議決権		181,104	

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式996株が含まれております。
 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本金属工業(株)	東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 6	4,114,000		4,114,000	2.2
(相互保有株式) 新興金属(株)	東京都中央区日本橋茅場町 2 - 6 - 5		14,000	14,000	0.0
計		4,114,000	14,000	4,128,000	2.2

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における 共有持分数	日金工取引先持株会	東京都千代田区霞が関3 - 2 - 6

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 総務人事・システム管理統括担当	常務取締役 総務人事・財務・システム管理 統括担当	由川 潤一郎	平成23年12月1日
常務取締役 経営企画・財務担当、 経営企画部長兼 I R 室長	常務取締役 経営企画担当、 経営企画部長兼 I R 室長	佐々木 雅啓	平成23年12月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,307	3,485
受取手形及び売掛金	11,174	8,477
商品及び製品	4,576	5,527
仕掛品	8,190	8,268
原材料及び貯蔵品	11,651	12,065
繰延税金資産	700	603
その他	1,474	2,120
貸倒引当金	12	10
流動資産合計	42,063	40,538
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	13,197	12,597
機械装置及び運搬具（純額）	18,438	16,309
土地	5,954	5,950
建設仮勘定	280	290
その他（純額）	602	556
有形固定資産合計	38,473	35,704
無形固定資産	144	121
投資その他の資産		
投資有価証券	7,603	6,278
繰延税金資産	293	280
その他	2,302	1,979
貸倒引当金	35	45
投資その他の資産合計	10,163	8,493
固定資産合計	48,781	44,319
資産合計	90,844	84,858

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,580	12,121
短期借入金	23,965	25,418
1年内償還予定の社債	5,735	985
未払金	346	339
未払費用	467	1,222
未払法人税等	17	17
賞与引当金	316	238
その他	471	560
流動負債合計	45,900	40,902
固定負債		
社債	922	555
長期借入金	18,047	21,760
繰延税金負債	17	-
退職給付引当金	3,834	3,799
その他	24	30
固定負債合計	22,845	26,145
負債合計	68,745	67,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,408	13,408
資本剰余金	7,682	7,682
利益剰余金	2,184	1,991
自己株式	1,052	1,052
株主資本合計	22,223	18,047
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	97	18
繰延ヘッジ損益	10	15
為替換算調整勘定	216	275
その他の包括利益累計額合計	129	242
新株予約権	5	5
純資産合計	22,098	17,810
負債純資産合計	90,844	84,858

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	68,637	62,908
売上原価	63,454	61,118
売上総利益	5,182	1,790
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,333	1,238
給料及び賞与	885	947
賞与引当金繰入額	58	110
退職給付費用	223	231
その他	1,688	1,593
販売費及び一般管理費合計	4,189	4,122
営業利益又は営業損失()	993	2,332
営業外収益		
受取利息	2	13
受取配当金	118	119
為替差益	-	8
持分法による投資利益	-	27
助成金収入	36	43
その他	251	196
営業外収益合計	409	408
営業外費用		
支払利息	876	977
為替差損	273	-
持分法による投資損失	27	-
その他	132	80
営業外費用合計	1,309	1,058
経常利益又は経常損失()	93	2,981
特別損失		
固定資産除却損	36	44
投資有価証券評価損	-	988
債権譲渡損	17	-
土壌浄化費用	14	-
特別損失合計	68	1,032
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	24	4,014
法人税、住民税及び事業税	38	48
法人税等調整額	64	111
法人税等合計	102	160
少数株主損益調整前四半期純損失()	78	4,175
少数株主損失()	-	-
四半期純損失()	78	4,175

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	78	4,175
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	559	79
繰延ヘッジ損益	51	26
持分法適用会社に対する持分相当額	110	59
その他の包括利益合計	397	112
四半期包括利益	476	4,287
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	476	4,287
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結会社以外の会社及び当社従業員の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	
従業員	262百万円	従業員	228百万円
NIPPON METAL SERVICES (S) PTE LTD	197 "	NIPPON METAL SERVICES (S) PTE LTD	358 "
		NIPPON METAL SERVICES (M) SDN.BHD	45 "
		新興金属(株)	190 "
計	460百万円		822百万円

2 手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形割引高	2,830百万円	2,386百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	3,663百万円	3,532百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動が認められません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動が認められません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社及び当社連結子会社は、「ステンレス鋼、耐熱鋼その他各種金属製品の製造・加工・販売事業」を事業内容としており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次の通りであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	0円45銭	23円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)()	78	4,175
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)()	78	4,175
普通株式の期中平均株式数(千株)	173,106	181,485

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

日本金属工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本金属工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本金属工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。